

第七十一号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。  
別表東京都立川児童相談所の項中「東京都立川市曙町三丁目十番十九号」を「東京都立川市柴崎町二丁目二十一番十九号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十一月二十四日から施行する。

（提案理由）

東京都立川児童相談所の移転に伴い、位置を改める必要がある。